

新潟市立下山中学校長 様

新潟市立下山中学校

年 組

生徒氏名

療養解除届 (新型コロナウイルス感染症用)

上記の者は、新型コロナウイルス感染症により療養等をしておりましたが、以下のとおり発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過しましたので本届を提出します。

発症日 : 月 日
症状が軽快した日 : 月 日
登校開始日 : 月 日

令和 年 月 日

保護者氏名

保護者の方へ

新型コロナウイルス感染症は学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。この間は、他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。

【発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで】

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態です。

<例>

【発症後4日目に症状が軽快した場合】

| 6/1 0日目 | 6/2 1日目 | 6/3 2日目 | 6/4 3日目 | 6/5 4日目 | 6/6 5日目 | 6/7 6日目 |
|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|
| 発症 | | | | | 0日目 症状軽快 | 1日目 登校可能 |

【発症後5日目に症状が軽快した場合】

| 6/1 0日目 | 6/2 1日目 | 6/3 2日目 | 6/4 3日目 | 6/5 4日目 | 6/6 5日目 | 6/7 6日目 | 6/8 7日目 |
|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|------------|
| 発症 | | | | | 0日目 症状軽快 | 1日目 登校可能 | |

- 本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。
- 療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。

新潟市立下山中学校長 様

新潟市立下山中学校

年 組

児童生徒氏名

療養解除届 (インフルエンザ用)

上記の者は、インフルエンザにより療養等をしておりましたが、以下のとおり発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過しましたので本届を提出します。

発 症 日： 月 日
解熱した日： 月 日
登校開始日： 月 日

令和 年 月 日

保護者氏名

保護者の方へ

・インフルエンザは学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。

【発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで】

この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。

<例>

12/7から登校可能

| 12/1 | 12/2 | 12/3 | 12/4 | 12/5 | 12/6 | 12/7 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | |
| 発症 | | | | | | |
| | | | 0日目 | 1日目 | 2日目 | |
| | | | 解熱 | | | |

12/8から登校可能

| 12/1 | 12/2 | 12/3 | 12/4 | 12/5 | 12/6 | 12/7 | 12/8 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | | |
| 発症 | | | | | | | |
| | | | | | | 0日目 | 1日目 |
| | | | | | 解熱 | 2日目 | |

(ただし、医師が感染の恐れがないと認めるときは、この限りではありません。)

- ・本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。
- ・療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。